

第 24 回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成 23 年 12 月 8 日（木）15:30～17:20

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩

（専 門 委 員） 岩下真理、重川純子、渡辺努

（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、埼玉県、東京都、日本銀行

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課：永島物価統計室長ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：中川統計審査官ほか

4 議 題 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について

5 議事録

○廣松部会長 それでは、ただいまから第 24 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

本日の議題は、前回に引き続き、「小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止並びに小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除について」であります。

審議に入ります前に、前回の部会で御欠席でした渡辺専門委員の方から簡単に自己紹介、御挨拶をお願いいたします。

○渡辺専門委員 東京大学の渡辺努です。どうぞよろしくお願いいたします。

前回は欠席いたしまして、大変失礼いたしました。専門はマクロ経済学というものでして、とりわけ物価の変動とか、あるいは金融政策等について研究をしています。どうぞよろしくお願いいたします。

○廣松部会長 よろしくよろしくお願いいたします。

本日は、初めに前回の部会で出されました御意見及び前回の部会後に追加提出いただきました御意見に関する審議を行いまして、その後、答申（案）の審議を行いたいと考えております。

答申（案）につきましては、部会審議の途中ではありますが、11 月 24 日に開催されま

した前回の部会審議、その後提出いただきました御意見、これに対する調査実施者からの回答などを基に、部会長と事務局の方で取りまとめた案でございます。

それでは、早速でございますが、審議に入りたいと思います。初めに前回部会で出された御意見等に関する審議を行いますので、前回部会の結果概要について、事務局の中川統計審査官から説明をお願いします。

○中川統計審査官 それでは、参考1を御覧になっていただければと思います。

結果概要ということですが「5（2）審議結果の概要」を御覧になってください。前回の答申（今後の課題）への対応について、調査実施者の方から説明がありました。小売物価統計調査については、調査品目の選定基準（家計の消費支出総額の1万分の1以上）についてですが、この検証については最低2年分のデータが必要になることから、基準改定を行った22年から2年後の24年度を目途に開始する予定である。それが第1点。

2点目が、消費者物価指数の単独での基幹統計化の是非に係る検討について、次回の公的統計の整備に関する基本的な計画の策定までに進める予定である。

全国物価統計調査、これは平成18年諮問に対する答申です。

これについては、①店舗の選定方法の妥当性については、今回の諮問に係る見直し計画において検証していく予定である。②特売価格、通信販売価格、割引・特典サービスの実施状況等については、今後の状況の変化を見つつ適した調査方法等の検討を行う予定である。③休日価格については、これまでの全国物価統計調査の結果から、その実態について解明できているという御報告がありました。

その後、審査メモに沿って審議が行われました。

2ページ目ですが、結論といたしますか、大まかな了承された内容を①、②に書いてあります。

①全国物価統計調査の主要な調査内容を小売物価統計調査に盛り込み、小売物価統計調査を充実させ、全国物価統計調査を中止し、小売物価統計の名称は変更しないという基本方針は了承されました。

②調査計画に係る具体的な変更内容については、地域別価格調査、店舗形態別価格調査、銘柄別価格調査、通信販売価格調査ごとに審議を行い、いずれの調査も特段の異論はなく、おおむね了承されましたが、次回の部会までに各委員・専門委員から提出されてくる意見、前回の審議において出された意見等をもう一度精査をして、それを審議した上で最終的な結論を出すということとされました。

各委員・専門委員等からの主な意見ですが、これは全部を網羅しておらず、主な意見を掲載しています。資料1の方には、各先生方の意見については全部網羅してしまして、それらに対して、調査実施者の方から説明があります。

地域別価格調査については、隔月調査を行うことをしているが、奇数月のみで年平均を作成しても問題ないのか。試算結果はあるのかという意見が出ました。

店舗形態別価格調査については、全国物価統計調査の主要な目的は価格決定の要素を分

析することであり、店舗形態別結果がその役割を果たしてきた。調査品目が減少するのが気になるが、どのような考え方から9品目に絞り込んだのか。調査品目のローテーションを検討すべきではないか。スーパーと他の店舗形態を比較することとしているが、スーパー自体の形態が非常に多様化している。例えば全国チェーンのスーパーと一部地域のみのチェーンのスーパーを分けるなど、スーパーの形態に応じた集計をする必要があるのではないか。全国物価統計調査は供給側から小売価格を把握する調査であったことから、商業統計調査とのマッチング等により、供給側からも小売価格を分析できるようにしておくべきではないか。今後得られる店舗形態別価格差の結果を用いて、店舗選定の検証を行っていくとの説明だが、その検証は既に5年周期の全国物価統計調査の結果を用いてなされているのではないかという意見がありました。

銘柄別価格調査については、調査品目のローテーション化をすべきではないかという意見がありました。

通信販売価格調査については、購入先別1世帯当たり1か月の通信販売の割合は現在低いですが、今後高くなっていく可能性が高いと考えられるため、通信販売価格の把握を検討する必要があるのではないかと。通信販売の利用状況は、購入者の年齢で大きく異なる点にも留意すべきである。現在30代の購入者が多いことから、今後この世代が購入を続けると全体の割合も大きくなるのではないかと。二人以上の世帯については、購入割合は少ないかもしれないが、単身世帯の利用の方が多いと考えるという意見がありました。

その他ですが、CPIとの関係について、特売価格を把握していないという批判があった。その正否の検証方法として、全国物価統計調査における特売価格の分析があった。全国物価統計調査が中止されると、特売価格を定期的に捉える政府統計がなくなる。CPIとの関係において、特売価格の把握の中止について、どのように考えているのか。

というような主な意見がありました。以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この結果概要に関しましては、既に確認を頂いておりますので、説明を以上にさせていただきます。

続きまして、前回の部会以降に重川専門委員から追加の御意見を頂いております。資料の参考2でございます。これにつきまして、重川専門委員から簡単に御説明をお願いしますでしょうか。

○重川専門委員 参考2に書かれているとおりなのですが、3点の意見を提出しております。

第1点目ですが、地域別価格差について、小売物価統計調査で調査されている530品目については、購入実態に基づいたウエイトで選んでいると思いますけれども、新たに追加の56品目については価格差が見込まれるものから選ぶということになっておりますので、全体の価格取集数からすると240万の中で3%くらいにしかならないとは言え、地域差をつくるたびに、地域差を実態より拡大して示すことにならないかというのがまず1点目で

す。

2点目ですが、店舗形態別の価格差については9品目を取り上げるようになっていて、その品目数の妥当性については判断するのはなかなか難しいと思います。前回の結果などを見ていて、費目のばらつきを考えるとすると、被服については季節性が非常に高いのでなかなか扱うのが困難であるという話があったのですけれども、例えばということで挙げておりますが、婦人ショーツなどについてはかなり季節性が少なく、しかも各種店舗で購入されているということが実態としてあるようですので、もし費目のばらつきを考えると、こういう品目を取り上げることも可能ではないかという意見です。

3点目につきましては、前回の部会でも既に西郷委員から御指摘があったと思いますが、通常価格と特売価格について、実態として店舗あるいは品目でかなり特売があるということを考えますと、構造を考える場合に通常価格だけではなくて、品目を絞るなどをして、特売価格についての調査を継続できないかというのが3点目の意見です。よろしくお願いたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

先ほど中川統計審査官から説明を頂きました前回部会で出された意見及びただいま御説明を頂きました重川専門委員からの追加意見につきましては、調査実施者に資料1及び2として回答を用意していただいております。

それでは、調査実施者から説明をしていただきたいと思います。中には前回の部会で既に口頭で回答を頂いているものもありますが、確認の意味もありますので、それも併せて説明をお願いします。

それでは、総務省統計局の永島物価統計室長からお願いいたします。

○永島室長 統計局でございます。

それでは、資料1、資料2を使いまして、御説明をいたしたいと思います。

資料1ですけれども、地域別の価格調査の関係です。

①は、東京都さんの方から、全国物価統計調査では島しょ部も調査対象になっていたけれども、今回は対象でなくなるということで心配であるというお話がありました。

今回、費用対効果の観点から、県内経済圏のバランスを考慮した上で、人口の多い市を優先して取っていく方針で選んでおりまして、その結果、島しょ部については入ってこなかったということがございますので、やむを得ないのではないかと考えております。

②は、店舗選定基準となっている品目・銘柄ごとの販売数量の多寡を現時点でどのように判断しているのかという現状についての質問でございました。

これについては、基本的には該当する地域において代表性があると思われる複数の調査店舗の候補に調査員が出向きまして、店舗の方から該当品目・銘柄についての販売数量などを聴取して判断することを基本としておりますが、なかなか聴取しただけでは分からない、判別が不明なケース、AとB2つある店舗のどちらを選ぶべきかといって迷うようなケースも実際にはございますので、そういった場合にはほかの店舗と比較して、どちら

にお客さんが多く入っているか。あるいは品揃えの点から見て、どちらが妥当かといった点を総合的に見て判断しているということでございます。

③は、全国展開のチェーン店ばかりが調査対象になる可能性があるが、それについてはどうかという御質問がございました。

これについては、地域別価格調査に関しては店舗の形態によらず、最も代表性のある店舗を選定するという基準で考えておりました、その結果としてチェーン店ばかりが対象となる可能性はあるのですが、あくまでも各地域の実態を踏まえて選ぶという方針でございますので、結果として、そういうことになっても特段の調整等は必要ないのではないかと考えております。

なお、全国展開のチェーン店、スーパーなどであっても全国一律の価格で売っているわけではございませんで、各地域の実情に応じて価格づけは店舗によって異なっておりますので、そういう意味からも問題はないのではないかと考えております。

2 ページの(2)の①、一部地域でのみ調査している品目は、今回は地域差を見る上で、地域差をとらえにくいということがありますので除外しているのですけれども、それについては問題ないのかという御質問がございました。これは別紙1を付けてございます。主に海産物の関係であるとか、レバーといったもので多く市町村特有の銘柄を規定することがございます。

例えば一例でございますと、一番上にいわしがございますが、基本的には、まいわしを調査するということになっておりますが、市によっては、かたくちいわし、うるめいわしが主流で、そちらの価格しか取れないということで、そちらを規定している場合がございます。いずれにしても全体に影響を与えるような違いというよりは、まれにそういう地域の特徴に応じて違うものが規定されている例があるということでございますので、除外することの問題は余りないのかなと考えております。

そもそも同じ県であっても市によって、この入り方が変わってくるものですから、そういう意味でも、これが入る、入らないということは大きな問題ではないのではないかと考えております。

②は、やはり銘柄の関係ですが、コロッケとかサラダといったものについては、同品質のものが現在調査できているのだろうかという御質問がございました。これについては、例えばサラダですと、ポテトサラダという種類で規定して、100g 当たり幾らになるかということを調査しているのですが、また、コロッケについては 100g で重量換算をして調べることになっておりますが、いずれにしましても専門の調査員が各店舗を回って、この規定を踏まえて調査をしております。規定だけでは判断しがたいところは、その専門の調査員が問題はないような形で調査をしているということで、現時点において全国的にほぼ同品質のものが調査されているという状況でございます。

(3) 公表の関係、結果、数値の関係でございます。

①は、奇数月で年平均をつくることの是非ということでございます。

これについては席上配布資料をお付けしてございます。右上に席上配布資料とありまして、表題「地域別価格差把握に関する試算結果」がございまして、御覧いただければと思います。1枚になっております。

これは平成20年の実際の結果から試算をしたものでございますけれども、何で20年かと申しますと、ちょうど平成20年が原油価格の高騰などがあって、前半に急激に価格が上がって、後半は逆に急激に下がっていったという、近年まれに見る大きな物価の動きがあった年でございます。試算するのに物価の動きが余りない年を使いますと、どうやって同じような結果に当然なるわけでございますので、試算するには一番適している年かなということで、その年のデータを使って試算しております。当然数値には若干ばらつきが出てまいります。年平均でつくった場合も奇数月だけでつくった場合も、地域差、順位みたいなもので言いますと、それほど大きな違いが見られないということで、奇数月から作成するというところに大きな問題はないのかなと判断をしているところでございます。

②は、公表の頻度の問題で、今は年1回、年平均を基に公表するというところでございますが、半年に1回ということは考えられないかというような御指摘でございました。

これについては、今後の実際のデータを見ながら、それに対する公表物をつくる作業の業務量などとの兼ね合いから考えていきたいと考えております。

③は、公表の頻度を増やせば、結果公表までの期間は短くなるのではないかという御指摘でございました。

確かに期間を区切れば、当然出る前の期間は前に比べれば短くなるのですけれども、一方で業務の効率性という意味では、データ量が例えば半分になったとしても、固定的な業務あるいはデータ量に比例しない業務がございまして、作業の効率という意味では一般論としては悪くなるということがございまして、そういった面と合わせて考えていきたいということでございます。

3ページの(1)調査対象の店舗が地域的にどのような分布になるのかということで、地域的に多い、少ないがあるのかという御質問でした。

これについては品目ごとに何価格を取るということを決めて行うという意味で、その取る価格としては県庁市ごとに差異を設けているわけではないということでございます。

(2)の①は、調査品目を絞り込む際の選定基準ということで御質問でございました。

店舗形態の一般小売店とスーパーといったものを比較して、結果を見ていくという調査でございますので、その比較する片側である一般小売店の方で、データがある程度取れてこないといけないということがありますので、そういう一般小売店という形態においても比較できるような価格が取れる。つまり、ある程度販売している店舗が存在するというところで、品目を選ぶというような考え方で、お米屋さんではある程度うるち米が売れているだろうとか、肉屋さんではある程度豚肉が買われているだろうということで、選んでいったというものでございます。

②はローテーションのお話でございます。9品目と少ないということでありますので、

ローテーションをして、もう少しそのトータルとして得られる品目数を増やすべきではないかという御指摘でございます。

これについては、基本的にはそのような考え方も十分あり得るものと承知しておりますけれども、とりあえず、まず今の形で始めて、年次ごとの比較などもありますので、最低2年分は固定していきたいと考えておりますが、今後の市場の変化などを見ながら、必要に応じて品目の見直しなども考えていきたいと考えております。

ただし、このローテーションについては、ローテーション品目を入れるという際の審査手続みたいな面について少し簡素化をいただかないと、なかなか大改正と同じような審査になってしまいますと、負担の問題もございますので、その辺は柔軟化をお願いしたいと考えております。例えば軽微事項ということであれば、もう少し普段の審議とは違うやり方もあるかということで、その辺についての御配慮を頂ければと思います。

(3)の①は、スーパー内の分類があるのではないかという御指摘でございます。これについても現時点のデータだけだと、なかなか判断しかねる部分がございますので、今後データを収集した後、そういった御指摘を踏まえて、どのようなことだったら実際上できるのか。データの差が出てくるのかといったことを含めて、考えさせていただきたいと考えております。

4ページの②は、先ほどの議事概要でもありましたが、商業統計その他、ほかの統計とマッチングをすることによって、販売する側の特性を踏まえて、もう少し分析ができるのではないかという御指摘でございます。

これも具体的にどういう分析が実際的には有効か、可能かということを含めて、今後研究を進めてまいりたいと考えております。

③は、店舗の選定の検証について、これまでも全国物価統計調査、5年に1回のものでできていたのではないかと。今後はどう変わるのかという御指摘でございます。

これについては、5年に1回のものが毎年使えるデータが出てくるということもございますので、より短期間で時期に適したタイムリーな検証を行っていくというように御理解を頂ければと思います。

3の銘柄別価格調査の関係に移ります。

(1)は、銘柄別のところだけでも隔月ではなくて、毎月調査ということはできないのかという御指摘ございました。

基本的に調査を実際に担当する都道府県の側の事務量が奇数月、偶数月で入れ子になって設定して、平準化するよというスキームになってございますので、その点について御理解を頂ければと考えております。

(2)もローテーションの話でございまして、先ほどの店舗別のところで申し上げたのと同じ回答でございます。

5ページ、今回の計画で入れていない全国物価統計調査の方にはあったものということになります。通信販売価格調査でございます。これについては①～③のいずれも今後や

るべきではないかという御指摘でございます。

これについては、通信販売はいろいろな形態がございますが、多分、先生方の御指摘はインターネットを中心とした、言わば新しい形態のところに着目した御意見だと思っておりますので、今後の販売形態の方がどうなっていくかということをも更に見させていただいて、ニーズに応じて時代にふさわしい調査として取り込んでいきたいと考えております。

6 ページ、その他というくくりになってございますが、大きく2つございます。

①の方は、先ほどの重川専門委員の追加御意見でもございましたが、特売価格の把握について、どう考えるかということでございます。

これについては、今後の検討課題として、将来的に考えていきたいと考えております。なお、現行の調査でも、特売と言っても全く入っていないということではございませんで、7日を超えるもの、一番多いパターンは月間セールという形のものですが、こういったものについては、既に対象となつてございます。

②は、集計表の選定基準はどういったものだったかということでございます。

これについては、全体の調査の重点化という中で、最も基本的な表に絞っていったという考え方でございます。

資料1については、以上でございます。

資料1に別紙が付いてございまして、先ほど別紙1を見ていただきましたが、裏面に別紙2がございまして、若干ダブるところがございますが、説明をさせていただきます。

これまでの小売物価統計調査と新たにできる「構造編」というものとの関係というか、相互の活用という関係でございます。言ってみれば、今の毎月やっている調査の方の検証あるいは分析に役立ててまいりたいということです。

まず1つは店舗の関係でございますが、代表的な店舗を選ぶという基準で調査をやっておるのですけれども、その関係について、スーパーあるいは一般小売店という大きな2つの店舗形態の分析が今後できるようになりますので、そういったものをどちらに動きが似ているかということと、似ている動きの方の形態が店舗の代表として、その各地域でふさわしいものであるのかどうかという確認みたいなことをする際に、シグナルというか、注意信号を発するようなものとして利用していきたいと考えております。

品目・銘柄でございます。こちらについては、基本的にはその時点の一番代表的なものを選定しております。まだ代表性はないのだけれども、急激に伸びてきているようなものもございます。つまり、将来的な候補となるものもございますが、そういったものを例えば銘柄比較の対象にすれば、そういったものが今後どういった価格の動きをしていくのか。仮にそれが調査銘柄として採用された場合に消費者物価指数にどういった影響があるのかといったことをあらかじめ分析することができる。あるいは銘柄変更があった後、旧来の基本銘柄だったものを見ることで、その変更した影響を変更後についても分析するといったことができるのではないかと考えております。

別紙については以上でございます。最後に資料2でございます。長くなりましたが、

これで終わりでございますので、もう少し御辛抱を頂ければと思います。

重川専門委員から頂いた御意見は3点ございましたけれども、3点目は先ほどの資料1でお答えしたとおりでございますので、残り2点でございます。

1点目は、地域差の把握で使う品目、追加した市で56品目を調べているものについて、その56品目によってバイアスみたいなものが生まれまいかという御指摘でございます。

その56品目のデータ数に比例する形で全体の結果をつくるわけではございませんので、適宜ウエイトづけなどをして、結果を推計していくことになろうと考えておりますので、重川専門委員の御懸念のようなことにならないように注意をしながら、今後、推計の方法の詳細を詰めていきたいと考えております。

2点目は、店舗形態別価格差の品目の関係でございます。言わばアパレルの関係について御指摘を頂いていると思います。

重川専門委員も一般論としておっしゃったとおり、一般的にはアパレルの関係は季節性もありますし、ファッション的な部分、品質調整しにくい部分がいろいろございますので、なかなか扱いにくい品目でございますが、確かに中でも下着類については比較的そういった影響が薄いものでございます。品目の見直しを今後行っていくことになると思っておりますので、その際には重川専門委員の御指摘も踏まえて考えていきたいと考えております。

私の方からは、以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。

資料1及び資料2に基づいて、これまで出されました意見、追加意見に関して説明を頂きました。ただいまの調査実施者からの説明に関しまして、御意見、御質問はございますか。あるいは渡辺専門委員の方で、特に今日追加という形で御意見がございましたら、伺えればと思います。

○渡辺専門委員 前回ほとんどのことがテーブルに載って議論をされて、先ほどのようにお答えがあったと理解しておりますので、追加にこれを検討してほしいということではありませんけれども、前回休みましたので、私なりに意見を申し上げたいと思います。

まず今日の話ですと、資料1（別紙2）「統合後の小売物価統計調査の活用について」ということで、非常に分かりやすくまとめていただいております。これは私からのお願いですけれども、要するに今回の改正で、調査店舗について代替的な店舗が分かるようになりますと。あるいは銘柄についても実際に使っている銘柄ではなくて、代替的な銘柄は分かるようになりますと。

そうすると何が分かるかという、もちろんここに書いてあるように、次のときの入れ替えの参考になるということももちろんありますが、そうではなくて、例えば店舗を変えたときにどのくらい消費者物価指数が変わってくるのか。あるいは銘柄を一番手の銘柄から二番手の銘柄に変えたときに消費者物価指数がどのくらい変わってくるのか。そういうどのくらい消費者物価指数が動き得るのかという余地をはかることができるようになるわけでありまして、言ってみればある種の分散を測ることができるわけで、今のところは平

均しか測っていないわけですが、分散を測ることができるようになるわけですので、是非そういうことを行って、同時にそれを何らかの形で公表することを前向きに検討していただければと思います。

もちろん、実際にそういう代替銘柄、代替店舗のデータが入ってこないことには、どのくらい使われるものかということが分からないでしょうから、見てからということで結構でございますけれども、中長期的には分散についても何らかの情報を提示できるような体制ができると非常にいいかと思えます。

例えば現在はデフレということになってはいますが、もしかしたら代替銘柄で考えると、結構分散は大きくて、場合によってはプラスになることもあるという話なのだと思えば、デフレかどうかという議論も余り精緻にしても意味がないということになるわけですので、そういう意味でもそういう情報は非常に有益だろうと思えます。それが第1点です。

次は通信販売についてのお話ですが、これもいろいろな議論が出て、今のお答えのような形で合意が得られつつあると理解をいたしましたけれども、通信販売というものがどういうものか、いま一つピンと来ていないので、もしかしたらピント外れかもしれないです。

私が通信販売で念頭に置いているのはインターネットのものですが、仮にそのインターネット経由での取引の量が非常に少ない、まだ比較的限られている、あるいは使っている人が非常に限られている、世代が特別だとかということが仮にあったとしても、量的には限定的であったとしても、価格の面では非常に重要な役割を果たしていることは十分あり得ると思えます。

私が先日、人から聞いた話ですと、例えば携帯電話の中古品の市場の価格などはどうやって決まっているかということ、ネットのオークション市場での価格が非常に市場性が高くて、そこでの価格を二次市場の企業の方が参考にしながら、実際に値づけが行われているということでもありますので、そのネットのオークションでの携帯電話の取引高はそんなに大きくないだろうと私は想像しますが、それでも価格としては参考指標として非常に重要な役割を持っているわけですので、単に使われているかどうかというネットなり通信販売の量だけで少ないから要らないのではないかというふうに割り切るのではなくて、価格としての意味合いがどのくらい大きいのかということを経験的な方々ともお話をされながら調べていって、その上での結論を考えていかれたらいいのではないかと思います。

2点ですが、以上でございます。

○廣松部会長 ありがとうございます。大変貴重な御意見を頂きました。

それも含めまして、どうぞ。

○北村委員 今回の通販のことについて、追加的に御質問というか、確認をしたいのですが、私の理解しているところだと、全国物価統計調査の最後の通信販売調査票という2つのページを削るということでよろしいでしょうか。

○永島室長 はい。

○北村委員 そうすると、それを落とすことによって、その調査票の中には、例えば広告媒体とか、支払い方法とか、送料は有料ですかとか、そういう情報があつたわけですが、それが取れなくなってしまう。その代わり、今の御説明にあつたところだと、現行の小売物価統計調査でも通販販売の価格を調査しているというのは、それは価格のところを見ているだけで、今、言ったような細かいほかの付随的な情報は取れなくなってしまうということによろしいですか。

○永島室長 通販については、ごく一部だけですけれども、今の小売物価統計調査で入っているものでございますが、おっしゃるとおり価格だけでございまして、その他の情報はありません。

○北村委員 調査を簡便にするというか、そういう意味でこの2ページ分を落としたいということでしょうか。

○永島室長 未来永劫落とすかどうかについては、まだ私どもは決めていないのですけれども、今回この時点での見直し案としては入っていないということございまして、一つはボリュームの問題もあつたのですけれども、もう一方で渡辺専門委員からも御指摘があつたように、いろいろな新しいものが出てきている状況でございますので、通信販売価格として、どの部分の何に着目して、どうアプローチをしていくかというところが、なかなか分からない状態にあると思っております。

従来型であると、店舗に買いに行く以外の形態を全部という形で把握しておりまして、カタログ販売から、電話で注文をして、場合によっては小売店で販売して持ってきてもらうみたいなものまで、非常に幅広い通販という形態を、ごそと取るような形でやっておりますが、それだと何を取ったかがよく分からないということもありまして、多分これからネットというものが主流になってくるのだろうと私も個人的には思っておりますが、その中でどういった形で使われていくか。どういったところが中心になるかというのは、まだ見えていないのだと思っております。

そういったものについて、どこが重要になってくるか。あるいは重要になってくるからと言って全部できるわけではありませんで、我々の持っている手段みたいなものでアプローチできる範囲は限界がありますので、例えば中古市場みたいなものと、中古の質みたいなものまで測るということになると、なかなかアプローチしがたいということもありますし、一品一品が違うものということになってしまうと、そこもなかなかやりにくいということがありますので、何に着目して、どうアプローチをしていくか。ネット販売というものについて、言わばどう向き合っていくのがというところがまだ判然としていないのではないかと考えておりまして、そういう意味で今回の時点では、その辺については見送らせていただきたいと。

ただし、先生方からの御指摘があるように、今後は多分重要になってくるだろうと思っておりますので、今後の部分については数年後に見直しをしていくことになると思っておりますので、その時点で状況を見て、改めて判断をさせていただきたい。それまでにできるだけ勉強し

ていきたいということでございます。

○北村委員 分かりました。もう一点、これは別に大きな問題ではないですけれども、資料1の最初のページのチェーン店の話ですが、チェーン店は全国展開しているチェーンでも地域別に価格はそれぞればらばらに付けているのではないかという話があったのですが、私の同僚でそういうのを研究している人がいまして、やはりそれはチェーンによって全国统一価格にするタイプの会社と地域別に分けるところもあって、いろいろなパターンがあるようでして、どこのタイプのチェーン店が主流になってくるかによると思いますが、価格づけもバリエーションがあるような感じがします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。どうぞ。

○西郷委員 非常に細かいことです。資料1の4ページの②で、これは私が申し上げたことにお答えいただいたと理解していますけれども、供給側から分析ができるような術を残しておいてほしいということを確認申し上げたと思います。その際、ここではどのような分析が可能になるか研究を進めてまいりたいとおっしゃっていただいているのですが、どこが分析するかというのは難しいところもありますけれども、その前提として小売物価統計調査における小売店と商業統計調査における店舗がうまくマッチングできるように、コードが共通になるように管理されているということが大前提、少なくともコンバータのようなものがあって、商業統計調査のこの店舗と小売物価統計調査のこの店舗とが間違いなく一致しているものだというマッチングができるようにコーディングがされているということが、この分析ができるということの大前提です。

ただ、私の記憶では、そんなに簡単ではなかったように記憶しているのですが、経済センサスも始まるようなことがあって、将来的にマッチングが少なくとも昔よりは簡単にできて、供給側の条件としてこういう条件を備えている店舗がこういう価格でこういうものを売っているんだぞと分析しやすくなるような方向というか、計画というのがあるのかどうかということだけ伺いたいと思います。

○永島室長 なかなかその辺は難しい部分もあるので、研究をしたいということになっておりますが、今の時点では余りこのような環境にはなってございません。ただ、一方で経済センサスが初めて来年2月に売上高を把握するような形で活動調査ができますけれども、その結果を踏まえて事業所母集団データベースなどもどんどん整備をされていくことになると思いますので、その整備に合わせて今後マッチングがどこまでできるかを併せて考えていきたいと考えておりますが、その事業所母集団データベースの方もまだ完全にはできていないわけではありますので、その状況を見ながらでないと何ともお答えしがたいことがあります。西郷委員からその点については御指摘があったということで、そこを念頭に今後考えていきたいと思っております。

○西郷委員 もしそのマッチングがかなりきちんと行われるということであれば、その全国物価統計調査を全部は補えないと思っておりますけれども、かなりの部分は補えるような話に

なると思いますので、是非御検討を頂ければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

そのほかに今回の調査計画について、御意見、御質問はございますか。

それでは、審査メモに沿った審議は一とおり終了といたします。

それでは最初に御紹介いたしましたとおり、お手元の資料3として、部会長と事務局の方で相談をして、答申（案）を作成いたしました。

まずこの案に関しまして、中川統計審査官から説明を頂いた後、項目ごとに審議をしていきたいと思います。

では、中川統計審査官の方からよろしくをお願いします。

○中川統計審査官 それでは、資料3を御覧になっていただければと思います。従来の答申とは書き方が違って、できるだけ分かりやすくということを念頭に置きました。

記の下に全体的な要約を書きました。読みます。

「全国物価統計調査は、5年周期であるため、近年、消費・流通構造の変化が加速する中で、物価の構造分析に関する要望・ニーズに十分にこたえることができなかつたことなどにかんがみ、今回の計画は、全国物価統計調査において5年に1回調査していた地域別価格差、店舗形態別価格差及び銘柄別価格差を毎年把握するための調査を「構造編」として小売物価統計調査に盛り込み、現行の小売物価統計調査を「動向編」と位置付け、全国物価統計調査を中止する計画である。

創設する「構造編」については、全国物価統計調査と比べると、調査地域や調査品目が少なく、物価の構造統計に関する多くの統計表の作成が不可能になる。しかしながら、今回の計画は、限られた統計リソースの中で、統計利用者のニーズを踏まえ、前記3つの価格差の作成周期を5年から1年に短縮させるものであり、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全体として適当であると考え。」

要するにトータルとしては適当であるという判断です。その後は個別に判断をしているわけです。

「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」

これにつきましては3行目ですが、「小売物価統計調査の変更を承認して差し支えない。ただし、以下の「(2) 理由等」で指摘した事項については、計画を修正する必要がある。

また、限られた統計リソースの中で、小売物価統計調査において「構造編」を創設することとしており、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全国物価統計調査の中止を承認することはやむを得ない。」

「(2) 理由等」ですが、まずは「ア 地域別価格差把握のための調査」で、2ページを御覧になっていただければと思います。常に念頭に置いて書いてありますのは、全国物価統計調査が大規模調査だったので、それとの関係で整理をした書き方にしています。「全国物価統計調査と比較し、調査地域については、減少するものの、「動向編」だけでは都道府県庁所在市別の地域差指数に限られていた状況を改め、都道府県別にも地域差指数を作

成するために、県によっては2、3割であった人口カバー率をほとんどの県で50%以上とするような措置を取っている。また、調査品目についても、減少するものの、地域差指数の作成においては約530の品目を調査している「動向編」のデータを用いることとしており、今回新たに調査する市において、地域差を適切かつ効率的に把握する観点から、56品目を厳選している。

以上、全国物価統計調査に比べ、「動向編」に加えて行う調査は収集する価格数が大幅に減少することから、詳細な地域差指数は作成できなくなるが、5年ごとに公表されていた主要な結果である都道府県別地域差指数等が毎年利用可能になるものであることから、適当である。」

ここはデータが非常に少なくなるのですが、一方、プラス要因もあるということで、「適当である」と表現しています。表1は全国物価統計調査との比較が分かるように比較表を入れてあります。

「イ 店舗形態別価格差把握のための調査」については、3ページの5行目を御覧になっていただければと思います。

「全国物価統計調査と比較すると、調査地域については、減少しているものの、店舗形態別価格差を効率的に把握する観点から、全都道府県において既に「動向編」で調査対象となっている都道府県庁所在市を対象としている。また、調査品目についても大幅に減少しているものの、限られた統計リソースの中で、店舗間で価格差が見られる9品目を選定している。さらに、調査店舗については、「動向編」ではスーパーが中心に選定されており、店舗形態別価格差の把握が困難であることから、「動向編」で調査していない一般小売店等を中心に選定している。

以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少することから、詳細な店舗形態別価格は作成できなくなるが、品目は限られるものの、5年ごとに公表されていた店舗形態別価格が毎年利用可能になるものであることから、やむを得ない。」

これについては結構マイナス要因があるということで、全体としては「やむを得ない」という判断をしています。

表2についても同じように、全国物価統計調査との比較が分かるように表を掲載してあります。

4ページ「ウ 銘柄別価格差把握のための調査」の真ん中辺りを見ていただければと思います。

「全国物価統計調査と比較すると、調査対象については、大幅に減少しているものの、限られた統計リソースの中で、銘柄別価格を効率的に把握する観点から、東京都区部に限定している。また、調査品目については、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案し、「動向編」の精度向上に資する観点から、9品目を選定している。

以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少することから、詳細な銘柄別価格は作成できなくなるが、品目は限られるものの、5年ごとに公表されていた銘柄

別価格が毎年利用可能になるものである、「動向編」において調査品目の価格代表性の向上に資することから、やむを得ない。」

同じように全国物価統計調査との比較の表を入れてあります。

5 ページ「エ 「構造編」の公表時期」の問題です。

「今回、「構造編」として創設された上記3調査については、平成25年及び26年の2年分の結果を基に、比較しながら推計方法の検討を行うために、25年結果の公表時期を1年延期し、27年6月までに、26年結果と併せて公表する計画である。

これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であると思われるが、過去の蓄積データを活用して推計方法を検討することも十分可能であることから、延期期間を短縮し、26年度中に公表する必要がある。」

つまり、27年3月までに公表する必要があるという表現を取っています。

「(3) 今後の課題 ア 調査地域及び調査品目の見直し」

「調査地域及び調査品目については、表1、表2及び表3のとおり、平成19年全国物価統計調査と比べ、大幅に減少している。

今後、調査結果の利活用及び結果精度の観点から、統計ニーズや市場の状況等を踏まえつつ、調査地域及び調査品目を2、3年ごとに見直す必要がある。特に、調査品目の減少に対応する措置として、調査品目を年単位で交替させるローテーションについて検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時までには結論を得る必要がある。」

要するに、検討の期間を入れてあります。

「イ 「動向編」と「構造編」の連携」

「今回の変更により、1つの統計調査の下に「動向編」と「構造編」が含まれることとなるため、物価動向と物価構造の統計の相互連携をより一層推進していくべきであり、次回の消費者物価指数の基準改定時までにはその具体的な方策について結論を得る必要がある。

例えば、「構造編」において店舗形態別価格が毎年利用可能になることから、「動向編」の店舗選定の妥当性について2、3年ごとに検証を行う必要がある。また、統計ニーズを踏まえ、他の統計（経済構造統計、商業統計等）とマッチングすることで、店舗特性格別の新たな統計表を作成するなど、「構造編」の充実を検討する必要がある。」

「ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」

「全国物価統計調査で把握していた特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況については、今後把握しない計画であるが、把握の要望の動向を踏まえ、販売形態の多様化の実態を見つつ、その把握の必要性及び技術的可能性について継続的に検討する必要がある。」

「エ 諮問第27号の答申「小売物価統計調査の変更について」（平成22年10月22日）における今後の課題（ア）現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」

要するに調査品目の選定基準となっている家計の消費支出総額の1万分の1以上に妥当性があるのかどうかという議論がありましたが、これについては、諮問第27号の答申に

において、次回の消費者物価指数の基準改定時までには検証する必要があるとされており、着実にやってほしい。

「(イ) 小売物価統計調査と消費者物価指数との関係」

消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かについても、答申に盛り込まれていて、速やかに検討する必要があるとされており、これについても、次回の公的統計の整備に関する基本的な計画の策定までに検討する必要がある。

現在の基本計画の策定期間が平成 21 年 3 月ですので、5 年後の 26 年 3 月に策定される予定ですので、それまでにとということです。

「2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除」

「小売物価統計の作成目的の変更に伴い指定を変更し、全国物価統計の指定を解除して、差し支えない。」

「(2) 理由」ですが、「前記 1 の小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止を受け、基幹統計の指定については、小売物価統計の作成目的に動向と構造の両面を持たせるように変更し、全国物価統計の指定を解除する計画である。

これについては、小売物価統計の作成目的を、商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向を明らかにすることから、商品の小売価格及びサービスの料金についてその毎月の動向と毎年の地域別、事業所の形態別等の構造を明らかにすることに変更するため、小売物価統計の指定を変更するものであり、また、全国物価統計調査を中止することから、全国物価統計の基幹統計としての指定を解除するものであり、適当である。

なお、小売物価統計の名称については、今回の変更は作成目的が一部追加されるものであり、小売物価統計の位置付けを大きく変えるものではないことから、従前のままとするものであり、適当である。」

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、審議の進め方としましては、項目ごとに順番に審議をしていきたいと思えます。

まず、記の部分ですが、前段は今回の計画の中心になる部分の要約でございますので、よしといたしまして、段落の 2 つ目でございます。ここには判断が入っている部分として、「全体として適当である」という文章でございますが、これをお認めいただくには、その内容の「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」と「2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除」の 2 つに関して結論を頂いてから、全体として改めて御確認を頂くという手順でいきたいと思えます。

したがって、1 ページの「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」のうち、「(1) 承認の適否」も一応「やむを得ない」という結論になっておりますが、「(2) 理由等」に関する審議を終えないと、全体として適否の判断は難しいと思えますので、それも最後にまとめて御審議を頂くことにして、具体的には「(2) 理由等」のところ

から始めたいと思います。

「ア 地域別価格差把握のための調査」についてですが、1ページの下から2ページの最初の段落にかけて計画の内容を記したもので、2段落目で「以上、全国物価統計調査に比べ、「動向編」に加えて行う調査は収集する価格が大幅に減少することから、詳細な地域差指数は作成できなくなるが、5年ごとに公表されていた主要な結果である都道府県別地域差指数等が毎年利用可能になるものであることから、適当である」と判断をしております。

これに関して御意見を頂ければと思います。参考として表1の形で、具体的には平成19年のときの全国物価統計調査の地域別価格差関連部分と今回の計画で地域別価格差把握のための行う調査の比較をしております。いかがでしょうか。

この表を見ていて思ったのですが、結果の公表ですが、「動向編」と併せて、「構造編」として公表するという事ですから、ダブるといふか、くどいかもしれませんが、「動向編」と併せて集計し、年平均を年1回「構造編」として作成、公表するというふうにするのはいかがでしょうか。

先ほど中川統計審査官の説明を聞いていて、「構造編」の記述は後ろの方にしか出てこなくて、もう少し最初の記のところで書いたような、全国物価統計調査をどういう形で小売物価統計調査に今回組み込むかを確認するという意味で入れてはどうかということがございます。よろしいでしょうか。

それ以外にこのアの部分に関しまして、御意見はございますか。率直に申し上げまして、全国物価統計調査を中止するというのは大変大きな問題というか、論点であると考えますので、以下の表現もそうですが、いささかくどいまで「全国物価統計調査と比較して」というような言葉を付けております。この辺の表現も含めまして、何か御意見はございませんでしょうか。

では、先ほど申しましたとおり、また改めて最終的な適否の御判断を頂くときに、もし御意見がありますれば、頂くことにいたします。

次の「イ 店舗形態別価格差把握のための調査」でございます。

2～3ページにかけまして、その計画の内容、第3パラグラフのところで「以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少することから、詳細な店舗形態別価格は作成できなくなるが、品目は限られるものの、5年ごとに公表された店舗形態別価格が毎年利用可能になるものであることから、やむを得ない」という判断でございます。

それに先ほどのアと同じような形で、表2に平成19年のときの全国物価統計調査との対比をまとめております。

そうすると、先ほど表1のところで申しましたとおり、結果のところを「動向編」と併せて集計し、年平均を年1回「構造編」として作成、公表すると修正することによろしいですか。余りそういう必要はありませんか。追加するという事によろしいですか。

当然この部会で御意見を頂きましたローテーションの問題は、今後の課題のところに記述をさせていただきます。よろしいでしょうか。

ミスがございまして、3ページの第2パラグラフの上から2行目「〔動向編〕で調査対象となっている都道府県調査所在市」になっていますが、それは「都道府県庁所在市」です。

○永島室長 済みません。「都」も取ってください。

○廣松部会長 そうですね。「道府県庁所在市」と修正をいたします。

この「イ 店舗形態別価格差把握のための調査」の部分は、ほかに御意見はございますか。

それでは、順番に行かせていただきます。

4ページ「ウ 銘柄別価格差把握のための調査」として、先ほどのアとかイと同じ形で、第1パラグラフ、第2パラグラフで計画の内容を記述した上で、第3パラグラフで「以上、全国物価統計調査に比べ、収集する価格数が大幅に減少することから、詳細な銘柄別価格は作成できなくなるが、品目は限られるものの、5年ごとに公表されていた銘柄別価格が毎年利用可能になるものであり、「動向編」において調査品目の価格代表性の向上に資することから、やむを得ない」としていますが、いかがでしょうか。

この場合も表3の形で、平成19年のときの全国物価統計調査との対比を出しております。別にこだわるわけではないですが、ほかの表1、表2と比べると、結果の表現が違います。ここも「〔動向編〕と併せて集計し」とした方がいいですか。いや、これは違いますね。失礼しました。

○永島室長 厳密に言えばこういう形になるのですが、当然出す上では対比する基本銘柄の価格も参考という形になると思いますので、利用の際には多分比較することができる形でもちろん出していくことになると思います。

○廣松部会長 先ほど渡辺専門委員から御意見としてございましたが、いろいろな銘柄に関する情報が出ると、分散の計算もできるようになります。その点に関しては、今の調査実施者からの御説明で公表されるということですので、是非そのようにお願いしたいと思います。

○永島室長 渡辺専門委員の分散の御指摘は、いろいろな店舗の形態を入れてという店舗編の方の話だと思しますので、銘柄別価格と違う議論かもしれないので、いずれにしても今後の検討とさせていただきます。

○廣松部会長 そうですね。店舗もそうですし、あるいは私が先ほど伺ったときには、品目も当然含まれると思いました。

○永島室長 そういう意味で補足ですが、クラリファイということも兼ねてですが、この銘柄別価格編で取るのは、あくまで基本銘柄を取って、同じ店舗で別銘柄も取る形になりますので、そういう意味では「動向編」のものと違う分布はしない。価格は違いますけれども、同じ店から価格を取ることになると思います。御指摘をやるとすると、この銘柄編の話だけでは対応できないと思いますので、そういう意味も含めて将来的な課題とさせていただきます。

○廣松部会長 分かりました。その点は今回の部会審議の議事録として残させていただく

ということにしたいと思います。

4ページの「ウ 銘柄別価格差把握のための調査」の部分に関しましてはいかがでしょうか。ほかに御意見はございませんでしょうか。どうぞ。

○渡辺専門委員 今、皆さんの方から議論が出てきたので、ついでというか、最初から思ったことなのですが、申し上げたいことがあります。

価格差というのが適切かどうかということで、そもそも論で大変申し訳ないのですけれども、私の認識では、私の先ほどの分散云々の発言からもお分かりいただけるように、価格のばらつきを店舗間のばらつきなり、あるいは地域間のばらつきなり、銘柄はもちろん限定されることは理解しておりますが、それでも何がしかの銘柄のばらつき、代替銘柄も含めたばらつきが分かる。あるいは分かる方向にちょっとだけだけれども、サンプルを増やして頑張らましようということだろうと思いました。

私の理解では、それは価格差を知りたいわけではなくて、ばらつきを知りたいのだろうということだと思います。さっきからずっと考えていて、どう違うのか自分でもよく分かっていないのですが、価格差と言ったときにはニュアンスとして、非常にない方がいいと。例えば地域間の価格差はもとより、ほかのものについてもない方がいいという意味合いが非常に強いと思いますが、一つの価格に地域間にしろ、銘柄間にしろ、店舗間にしろ、収れんしている状態が望ましいというようなニュアンスがあって、そうなっているかどうかを点検しましようという意味合いが出てくるような印象があります。

それに対して価格のばらつきというのはもうちょっとニュートラルで、例えばばらつきは大きくあったとしても、それは悪いことではないわけで、ばらつきがあるということは一般にはバラエティーがいっぱいあるということですので、選択肢がいっぱいあるということですので、今のようなニーズが多様化している中では、いい面もあるわけです。

例えば銘柄について言えば、いろいろな代替商品が存在して、それぞれに微妙に違う価格が付いているというのは、バラエティーがあっていいことだと経済学者は考えがちなわけですがけれども、一般的にはそうなのではないかと思えます。ですので、価格のばらつきと言った場合には、ニュートラルあるいはどちらかと言うと、いい面も含めて言っているのかなという気がいたします。

既に案まで出てきて終わらせようとしている状況の下で、価格差と価格のばらつきのどちらがいいかなどということを出すと問題かもしれないですけれども、もし可能であれば、そのばらつきというニュアンスをもうちょっと出すような表現を工夫していただけないでしょうか。恐らく価格差と言ったときも、ばらつきと言ったときにも、皆さんがイメージされるものにそうそう違いはないだろうと想像はしますけれども、書いたものですので将来的に残るわけですし、「構造編」をこれから続けていく中で、それは何なのか、どういうものなのかという位置づけを考えると価格差となっているのと、ばらつきとなっているのでは、作業される方のインセンティブも変わってくるのではないかと思います。

先ほど、地域間の価格差が過大になってしまうのではないかとかいう御意見がありましたけれども、その象徴的なのは、価格差がない方がいいという価値観があって、そこから乖離している状態が過大に評価されるのはよくない。あるいは過小でももちろんそうですけれども、というようなことだろうと思います。そういうことが生じないように、もう少しニュートラルに持って行って、言葉をできれば今の段階で変えるようなこと、あるいはどこかで価格差とばらつきとの関係を整理するというようなセンテンスなりがあるといいなと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

従来の全国物価統計調査では、このままの表現を使っていたのでしょうか。

○永島室長 地域差は地域差だったと思いますが、そういう意味では、この2番、3番に該当する方は、店舗価格とか銘柄別の価格ということになっていきますので、差という表現は使っていなかったかもしれません。公表するものも、そういう意味では銘柄別に幾らかみたいなことで、「差が幾らです」みたいな形には多分ならないかと思います。

○西郷委員 多分、従来の全国物価統計調査では、価格分布を示すというのが柱にあったので、ばらつきも分布の一側面だし、中心の位置も一側面だし、もっとそれよりも広く分布全体を示すのだというのが基本的な発想であったと思います。それを中心の位置の違いとしてとらえれば、あるときには価格差という言い方はできるかもしれません。私も渡辺専門委員がおっしゃるまでは余り気になっていなかったのですが、御指摘になると中心の位置だけではなかったのではないかという気はしてまいりました。話をまとめるような方向での発言ではなくなったかもしれないですけども。

○廣松部会長 前回頂いた資料の全国物価統計調査の目的を見ると、全国物価統計調査は「国民の消費生活上、重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う事業所を調査し、地域別、事業所の形態別等の物価に関する基礎資料を得る」という表現になっています。確かにおっしゃるとおり、差という言葉は目的の中でも出てこない。

○永島室長 調査実施者から若干補足をさせてください。前回の報告書の最初にある調査の目的、沿革ではむしろ、差という表現が強調された言い方になっております。

「全国物価統計調査は国民の消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービスの料金並びにこれらを取り扱う店舗の経営形態など、価格決定に関する様々な要素を幅広く調査し、価格の店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など、価格差の実態を解明し、物価に関する基礎資料を得ることを目的としている」という、それを強調した言い方になってしまっていて、渡辺専門委員の御指摘と逆行するような書きぶりになってございます。

○廣松部会長 そのこのところはどういたしましょうか。今の点は「(2)理由等」のア、イ、ウに共通する問題でございますが、委員、専門委員の方々の御意見を頂ければ、それに応じて修正が必要ということであれば修正をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

北村委員、いかがでいらっしゃいますか。

○北村委員 今おっしゃられたような文章を全部、そこから価格差とか地域差を取ってしまうほどのことはないと思いますけれども、確かに西郷委員がおっしゃったように、分布の情報を見るということが主眼であるということをごどこかに入れられれば、いいのではないかと思います。もちろん、価格差だけを見ているのではないし、そういう情報以外にも、渡辺専門委員がおっしゃったようなばらつきの話も見られるわけですから、そういうことを含めたような書き方をどこかに1～2か所入れられると、よりいいかなと思います。

これは細かいことですが、すべてのア、イ、ウのところ、「何とかから何とかである」とか「ものの、何とかから」というのが全部繰り返されているので、それも書き方を変えられた方が読みやすいかと思います。答申の書き方がどうなのか私は分からないので、これが定型なのかもしれませんけれども。

○廣松部会長 そういたしますと、確かにこの答申（案）の中で、議論は後に回すと申し上げましたが、記のところの第1パラグラフの上から3行目でも「全国物価統計調査において5年に1回調査していた地域別価格差」、確かに全部、価格差という言葉になっていますが、いかがでしょうか。

例えばアのところ、地域差指数という言葉は今までも使っていた言葉ですね。

○永島室長 地域の関係と表章するものも違いますので、そこは店舗差や銘柄差とは分けて議論を頂ければと考えます。

○廣松部会長 そうすると主として、イとウのところになろうかと思いますが、例えばイだと2ページの下から2行目「店舗形態別の価格差」、ウだと「銘柄別の価格差」の言葉自体は、先ほど申しました記の地域別価格差、店舗形態別価格差、銘柄別価格差と平仄を合わせているのだらうと思いますが、この点は問題提起を頂いたということで、どういうふうに修正をするかは考えさせていただきます。

それでは、とりあえず4ページのウのところまで終わりました。そのほかの点について何か御指摘はございますか。

それから、今、北村委員から御指摘を頂いた「から、やむを得ない」ですが、これはどちらかという今までの答申（案）の定型のような形になっております。よろしいでしょうか。

では、5ページの「エ 「構造編」の公表時期」でございます。

最初の計画では、27年6月までに公表するという計画であったのを第2パラグラフでございますが、「これについては、基幹統計の重要性を勘案し、正確性の確保に配慮した措置であると思わせるが、過去の蓄積データを活用して推計方法を検討することも十分可能であることから、延長期間を短縮し、26年度中に公表する必要がある」ということを求めておりますが、いかがでしょうか。

実施部局の方は、実現可能性、フィージビリティに関してはいかがですか。

○永島室長 全く新しい集計をすることになるのですが、3か月頑張って短くしろという

大変厳しい御指摘ではありますが、ニーズがあるということであれば、その方向で頑張っ
てまいりたいと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかの委員、専門委員の方から御意見はございませんでしょうか。

では、答申（案）としては、26年度中に公表する必要があるということにさせていただきます。

「(3) 今後の課題」まで終えて承認の適否に戻りたいと思います。

「ア 調査地域及び調査品目の見直し」でございます。

これに関しては第2パラグラフで「今後、調査結果の利活用及び結果精度の観点から、
統計ニーズや市場の状況等を踏まえつつ、調査地域及び調査品目を2、3年ごとに見直す
必要がある。特に調査品目の減少に対応する措置として、調査品目を年単位で交替させる
ローテーションについて検討し、次回の消費者物価指数の基準改定時（平成26年12月ご
ろ）までに結論を得る必要がある」というものでございます。

前回までの御議論の中で、この調査品目のローテーションということを委員の方々から
御指摘いただいたものですので、こういう形で表現をいたしました。

ただ、確かにこういうことを答申として求めるとして、先ほど調査実施者の方からもコ
メントがございましたが、ローテーションに関して、いちいち現在のように部会審議を行
い、その適否を審議するというのは結構大変なことです。ローテーションをもしする
として、その変更に関する手続の在り方に関しては、これはどちらかと言うと統計委員会
というか、あるいは政策統括官の方の考えもあろうかと思いますが、再考する必要も出
てくることになろうかと思えます。その点はよろしいでしょうか。

では、このアの部分の表現に関しては、今、申しあげましたような、ローテーションを
もしやるとしたときの手続に関しては、そのときに検討するということも含めてという形
で、こういう表現をするということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、続きまして「イ 「動向編」と「構造編」の連携」でございます。これに関しま
しては、今回の計画で小売物価統計調査という1つの傘の下で調査をした上で、結果とし
て、「動向編」、「構造編」という形で公表することになるわけでございます。

第2パラグラフのところで「「構造編」において店舗形態別価格が毎年利用可能になる
ことから、「動向編」の店舗選定の妥当性について2、3年ごとに検証を行う必要がある。
また、統計ニーズを踏まえ、他の統計（経済構造統計、商業統計等）とマッチングするこ
とで、店舗特性別の新たな統計表を作成するなど、「構造編」の充実を検討する必要がある」
という形で、「動向編」と「構造編」と連携を言っておりますが、この点に関してはいかが
でしょうか。

この場合も先ほどの西郷委員からの御意見に対して、調査実施者の方から指摘がござい
ましたが、確かにマッチングを行うためには、当然そのための統一コードなどが必要にな
らうかと思えます。それについては経済センサスの結果等を踏まえて、事業所母集団デー

データベースあるいはビジネスレジスターという言い方をしておりますが、その整備を進めつつありますので、ある程度その環境が整った段階でこういうマッチング等を是非検討していただきたいということですが、よろしいでしょうか。

では、イに関しましても、御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして「ウ 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」ということですが、今回の計画では、全国物価統計調査で把握していたこれらのものに関しましては、把握しないということになっております。

ただ、これに関しましては、そのニーズも当然、特に通信販売価格に関してはいろいろと御意見を頂きましたので、その販売形態の多様化の実態を見つつ、その必要性とか技術的可能性について、継続的に検討をお願いしたいということですが、これに関しましても調査実施者の方から、検討する用意があるとお答えを頂いておりますので、近い将来、何らかの形で結論を頂けると考えます。

この点に関してはいかがでしょうか。特に御意見はございませんか。

では、ウに関しましても、御了承いただいたということにしたいと思います。

続きまして「エ 諮問第 27 号の答申「小売物価統計調査の変更について」（平成 22 年 10 月 22 日）における今後の課題」でございます。

「(ア) 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」のところですが、前回の答申の中で選定基準に関して、今後の課題として挙げたわけですが、それに関しては次回、消費者物価指数の基準改定までにそれを着実にやっていただきたい。その意味では、これは念押しということでございます。

「(イ) 小売物価統計と消費者物価指数との関係」に関して、これも前回の答申で今後の課題として挙げたものですから、その消費者物価指数を単独で基幹統計化するかどうかということでございます。これについては次回の公的統計の整備に関する基本計画、いわゆる次期基本計画を策定するまでに検討していただくということでございます。前回の答申は平成 22 年 10 月ということで、1 年ちょっと前のことで、まだ検討の途中だろうと思われまので、(ア)、(イ) という形で書きましたとおり、改めて答申に沿った形の検討をお願いするということでございます。この点はよろしいでしょうか。

それでは、1 ページの「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」のところで、計画の関する理由等を御審議いただきましたが、先ほど御指摘を頂いた一番大きな点は価格差という言葉でございますが、その扱いが宿題として残っております。

基本的な方針として「(1) 承認の適否」の第 2 パラグラフ「また、限られた統計リソースの中で、小売物価統計調査において「構造編」を創設することとしており、全国物価統計調査の結果の利用状況を勘案すると、全国物価統計調査の中止を承認することはやむを得ない」という、この適否に関してはよろしいでしょうか。

埼玉県、東京都はよろしいでしょうか。

○東京都 この答申自体は先生方にも御意見を頂いて、非常にいいものだと思いますが、

実施部隊としては課題として、今回は隔月調査ということになりますので、例えば東京の場合ですと今度はあきる野市を追加させていただいていますが、それと区部の調査ということになりますと、例えば区部専用の銘柄別の調査員を雇うとか、あきる野市用に隔月ごとに雇うというのは、実際上は非常に難しい。つまり調査員になる方が2か月で数万円もらうだけではとてもやっつけられないということになりますので、そうすると同じ方が2つ、例えば区部とあきる野市を1か月ごとにやる方法しか考えられないんです。

そうしたときに障害になるのは、1つは旅費の問題です。実費弁償で同じ方がやるとなると、区部とあきる野市の真ん中の武蔵境辺りですと、あきる野市まで片道に行くだけでも430円かかるとか、そこら辺をうちの方で試算したのですが、旅費の点で調査員が厳しくなるなと思ってまして、実際の実務の面で例えば旅費についての保証を確保するとか、そういう工夫をしていただければと思います。

特に東京の場合は地域が比較的近いからいいと思いますが、恐らくほかの県でも結構難しい点があるのではないかと思います。埼玉県さんはいかがでしょう。

○埼玉県 まだ細部については検討を進めておりません。

○廣松部会長 確かにその点は、調査員の方の待遇に跳ね返る問題でもありますので、議事録に残した上で、調査実施者との間で十分御検討を頂くようお願いをすることにしたと思います。

○永島室長 かなり細部でございますので、今どうこうと具体的なお返事はできませんけれども、今後、実施に向けて、都道府県さんとも調整していきたいと思います。

○廣松部会長 その点は是非よろしくをお願いをしたいと思います。

ほかに御意見等はございませんでしょうか。先ほど申しました価格差の表現に関しましては、後ほど改めて御相談をさせていただきます。

次に進ませていただきまして「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」に関しては、方針としてやむを得ないということをお了承いただいたとしたいと思います。

6 ページ「2 小売物価統計の指定の変更及び全国物価統計の指定の解除」でございます。先ほど御承認を頂きました「1 小売物価統計調査の変更及び全国物価統計調査の中止」の方針を踏まえまして、「(2) 理由」の第2パラグラフで、小売物価統計の指定の変更に関しまして、「小売物価統計の作成目的を、商品の小売価格及びサービスの料金についてその月の動向を明らかにすることから、商品の小売価格及びサービスの料金についてその月の動向と毎年の地域別、事業所の形態別等の構造を明らかにすることに変更するため、」この指定を変更することは適当であるということでございます。

この点はよろしいでしょうか。確かに先ほど渡辺専門委員から御指摘いただいたことから考えると、ここの表現は先ほどとは違ってきますね。地域別、事業所の形態別等の構造という表現になっています。ここでは先ほど出ました価格差という言葉は、特に使っていませんので、ここの部分との平仄を合わせるという意味でも、1及び記のところの表現を

少し考え直したいと思います。

全国物価統計調査に関しましては、中止をするということでございますので、この辺はいかにも法律的なというか、お役所的な扱いでございますが、中止することから全国物価統計の基幹統計としての指定を解除するというものでございます。要するに調査は中止をしますので、その結果として、今まで公表されていた統計は公表されなくなりますので、それは基幹統計ではなくなる。基幹統計としての指定を解除するというものでございます。

まず第2パラグラフの部分はよろしゅうございますか。ありがとうございました。

では、ここは御承認を頂いたということにします。

○渡辺専門委員 基幹統計でなくなる過去の分はどういう扱いになりますか。例えば過去を見たいということになったときに、もう基幹統計ではないんですよね。

○廣松部会長 そこは法的にはどうですか。

○中川統計審査官 過去のデータを見たいということですか。

○渡辺専門委員 はい。

○中川統計審査官 過去の時点では基幹統計ですから、全部基幹統計でなくなるということではないです。

○渡辺専門委員 過去に行われたものは基幹統計として扱うんですか。

○中川統計審査官 基幹統計として行われた統計ということです。

○渡辺専門委員 分かりました。

○廣松部会長 その意味では、今の御質問に対して言いますと、今後については、もう中止するのですから、今後というのはあり得ないわけですね。そういう解釈だと考えてください。

最後のパラグラフ「なお、小売物価統計の名称については、今回の変更は作成目的が一部追加されるものであり、小売物価統計の位置付けを大きく変えるものではないことから、従前のままとするものであり、適当である」ということでございます。

前回これとは違う候補というか、御提案を頂いたのですが、案としては小売物価統計をそのまま継承するということでございますが、いかがでしょうか。

実はもう少し裏話をいたしますと、ここを変えますとほかの法令も全部変えなければいけないという手続が生じますので、そこはなるべく変えたくないというと同時に、追加の作業はなるべく省略をしたいということで、従前の小売物価統計のままにしたいということでございます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では、この部分も御了承いただいたということにいたします。

2の適否でございますが、(2)で理由として御承認いただきましたことを踏まえて「小売物価統計の作成目的の変更に伴い指定を変更し、全国物価統計の指定を解除して、差し支えない」というものでございますが、この結論に関してよろしゅうございますか。

ありがとうございました。では、この部分に関しても御了承いただいたとしたいと思います。

さて、残りました宿題が先ほど提起されました価格差という言葉でございますが、先ほど指摘をいたしましたとおり、その言葉が出てまいりますのが記の上から3行目「全国物価統計調査において5年に1回調査していた地域別価格差、店舗形態別価格差及び銘柄別価格差」という表現。

それから、1の「(2)理由等」のア、イ、ウのタイトルもこれを踏まえて、アの地域別価格差、イの店舗形態別価格差、ウの銘柄別価格差という言葉を使っております。ただ、アのところに関してはさっき調査実施者の方から、これは従前こういう形で使った言葉で、これは残した方がいいという御意見でした。

○永島室長 例えば答申(案)の1ページの下から4行目にも、品目選定の根拠として地域により価格差が見込まれるものを一つの基準として選んでいますというのがありますので、ここはなくなってしまうとストーリーとか哲学がやや変わってしまうところがありますので、読み込める形で変わる分にはいいかと思いますが、単純になくなってしまうと問題があるかと考えております。

○廣松部会長 この点に関しまして、是非御意見を頂ければと思いますが、とは言いつつ、今すぐ成文として出すのは難しいかと思っております。今のアの地域別とイの店舗形態別、ウの銘柄別のところを書き換えるとすると、なおさら齟齬が起きない形に修正をする必要があります。しかし、時間が中途半端な形になってしまいました。

この点はペンディングにさせていただきまして、先ほどそれぞれのところで御指摘いただいた、あるいは事務局の方から申し出がありました点として、2ページの表1、3ページの表2の結果で、「動向編」と併せて集計し、年平均を年1回「構造編」として作成・公表するという「構造編」として」という言葉を補うという修正。

それから、3ページの第2パラグラフの上から3行目、「動向編」で調査対象となっている都を除く道府県庁所在市に修正。この修正はお認めいただきました。

一番大きな問題が残ってしまったのですが、この点に関しましては、事務局及び調査実施者とも十分詰めた上で、修文案を考えさせていただきたいと思っております。その点に関しましては、誠に申し訳ございませんが、部会長一任ということでお願いできればと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

当然のことながら、その修正に関しましては、皆様にメール等でお知らせした上で確認をしていただくという手続を取らせていただきます。

それでは、今の修正箇所に関しましては、部会長に一任いただいたということで、この部会といたしましては、答申(案)を採択ということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

修正後の答申(案)につきましては、来年1月20日に開催予定の第53回統計委員会に諮ることといたします。また、本日及び前回の部会の結果概要につきましては、12月16

日金曜日に開催予定の第52回統計委員会に報告する予定でございます。

なお、本日先ほど申し上げました修正は除きまして、修文に関して御一任を頂きましたので、12月15日に予定しておりました第3回、22日の予備日につきましては、開催しないということにさせていただきます。結果として2回で御審議いただき、答申（案）の御承認を頂いたということでございます。御協力を誠にありがとうございます。

それでは、事務局から最後に連絡事項をお願いいたします。

○事務局 本日の部会の議事概要及び議事録（案）につきましては、後日メールでお送りいたしますので、御確認のほどよろしく申し上げます。

○廣松部会長 それでは、本日の部会はこれで終了いたします。2回にわたり大変積極的な御意見を頂き、誠にありがとうございました。心から御礼申し上げます。どうもありがとうございました。